

稚内ブランド認定要領

(目的)

第1条 この要領は、稚内ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）が稚内ブランド推進協議会規約第3条に規定する目的を達成するために必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 事業者から申請のあった製品について、協議会から委任された稚内ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）が審査した結果を稚内ブランドとして認めることをいう。
- (2) 事業者 申請する製品の生産者及び食品製造業を営む個人、法人又は団体であって、市内に本社又は事業所を有する者をいう。
- (3) 製品 農林水産物又はこれらを原料若しくは材料として製造し、又は加工した物をいう。

(申請資格)

第3条 稚内ブランドの認定を受けようとする者は、次の要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 前条第2号に該当する者
- (2) 生産、製造又は販売について、関係する法令等により許可、認可又は届出の必要がある場合は、これらを全て済ませている者

(認定基準)

第4条 協議会は、稚内ブランドの認定に当たり、認定基準を別に定める。

(認定の申請)

第5条 協議会は、稚内ブランドの認定に当たり一定期間を設け、申請を募集する。
2 稚内ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式（以下「申請書」という。）を協議会へ提出するものとする。

(認定の審査)

第6条 協議会は、前条の申請があった場合は、その審査を審査会へ付託し、審査会は認定基準に基づき審査する。

- 2 審査会は、必要に応じて委員以外の専門家の意見を求めることができる。
- 3 申請された製品に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(認定の決定)

第7条 協議会は、前条による審査会の審査結果に基づき、申請された産品が認定基準に適合している認めるときは、稚内ブランドとして認定し、当該申請者へ認定結果を通知し、認定書を交付する。

- 2 協議会は、認定審査において認定することが不相当とされた申請者に対して、速やかにその結果を通知することとする。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、第1項に規定する認定に意見を付すことができる。

(認定の公表)

第8条 協議会は、稚内ブランドの認定を受けた産品及び事業者について、速やかに公表するものとする。

(協議会の役割)

第9条 協議会は、稚内ブランドに認定した産品において、認証品の知名度を向上及び販路拡大に努め、もって、地域経済の発展、活性化を推進しなければならない。

(事業者の役割)

第10条 稚内ブランドの認定を受けた事業者は、この要領の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に稚内市のPR及びイメージ向上に努めること。
- (2) 認定品の出荷量、出荷方法及び流通について把握に努めること。
- (3) 認定品の計画的な製造、提供及び適切な品質管理並びに関係書類の保管に努めること。
- 2 認定品に係る事故や苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認定を受けた事業者が一切の責任を負うこととし、当該苦情等の解決に向けて、誠実に対処しなければならない。
- 3 認定を受けた事業者は、事故等の問題が発生した場合、様式により直ちに協議会へ報告しなければならない。
- 4 協議会が認定品の事故等を消費者等から受け付けたときは、認定を受けた事業者に対し、速やかにその内容を報告することとし、事業者はこれに誠意を持って対応し、その状況を協議会へ報告しなければならない。

(登録料)

第11条 認定された事業者は、次に定める登録料を納めなければならない。

- (1) 一認定品につき 1年間 10,000円
- 2 一度納入した登録料は、返納しないこととする。

(認定品の内容変更)

第12条 認定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに認定内容が該当するときは、速やかに様式により、協議会へ報告しなければならない。

- (1) 認定品の名称、原料、製造方法等を変更したとき。
- (2) 認定品の取扱者の氏名、住所等を変更したとき。
- (3) 認定品の生産、製造若しくは販売等を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 認定品の規格、形状、包装又は容器に係るデザインを著しく変更するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認定申請書記載事項に変更が生じたとき。

2 協議会は、前項の届出により認定証を返還させることができる。

(認定期間)

第13条 稚内ブランドの認定を受けた製品のうち、原材料の認定期間は無期限、加工品の認定期間は、3年間とする。

(認定の表示)

第14条 認定を受けた事業者は、認定品に稚内ブランドの認定品であることを表示することができる。

(調査及び検査)

第15条 協議会は、必要があると認めるときは、認定を受けた事業者に対し、認定品に係る報告を求め、認定品の調査又は検査を行うことができる。

(認定の取消)

第16条 稚内ブランド認定品として、次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取消することができる。

- (1) 第3条及び第4条の要件に合致しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 認定の取消しは、審査会で精査し、協議会で決定した後、取消を受ける事業者に対し、その旨を通知する。

3 認定の取消しを受けた事業者は、直ちに稚内ブランド認定証を協議会に返還しなければならない。この場合において、複数の認定品がある場合は、全ての認定証を返還しなければならない。

4 協議会は、認定の取消しを行ったときは、その対象となる認定品及び事業者を公表することができる。

5 第1項に規定する認定の取消しを受けた事業者は、取消しを受けた日から3年間を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成23年11月28日から施行する。

この要領は、平成29年12月26日から施行する。

この要領は、平成30年10月15日から施行する。